

令和元年度第1回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 令和元年6月28日（金） 10時00分～11時30分

■場 所 石狩市役所 5階 第1委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木幸雄会長・若狭委員・岡田委員・金子委員・長濱委員・松原委員・北原委員・
鈴木いずみ委員

【事務局】

大塚保健福祉部長・伊藤保健福祉部次長・宮野福祉総務課長・櫛引こども家庭課長・
富木企画総務担当主査・大西教育・保育担当主査・酒井教育・保育担当主査

■欠席者 なし

■傍聴者 なし

■会議次第

1 開 会

2 部長挨拶

3 会長・副会長選出

4 諮問書交付

5 審 議（諮問）

（1）保育料の改定について

（2）第4次石狩市地域福祉計画の策定について

（3）石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

6 そ の 他

7 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開会

○宮野課長

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和元年度第1回石狩市社会福祉審議会」を開催いたします。

私は、本審議会の事務局を担当しております福祉総務課長の宮野と申します。本日、会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。

なお、本日の審議会は概ね12時までを目途に終了したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第2、部長挨拶でございます。

本日は市長が都合により出席ができませんので、代わりまして保健福祉部長の大塚よりご挨拶申し上げます。

2 部長挨拶

(部長挨拶)

3 会長・副会長選出

○宮野課長

次に、会議次第3、会長・副会長選出でございますが、選出の前に、本日は委嘱後初めての審議会でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。

(委員自己紹介)

○宮野課長

どうもありがとうございました。

それでは、私ども事務局職員から、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

○宮野課長

それでは、石狩市社会福祉審議会条例第5条に基づきまして、会長並びに副会長の選出に移りたいと思います。会長・副会長の選出方法でございますが、特にご意見等がないようでしたら、事務局案を提示させていただきまして、ご了承いただくということで選出させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局案を申し上げます。

会長に学識経験者の鈴木幸雄様、副会長には同じく学識経験者の若狭重克様にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、会長に鈴木幸雄様、副会長に若狭重克様、よろしくお願い申し上げます。それでは、早速で恐縮ですが、ただいま選出されました鈴木会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

(会長挨拶)

○宮野課長

どうもありがとうございました。

これより以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じますが、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。資料につきましては、先週、委員の皆様にお送りしているところでありますが、お手元にございますでしょうか。

資料は、会議次第のほか、

資料1「保育料の改定について」

資料2「第4次石狩市地域福祉計画の策定について」

資料3「石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」

本日机上に配布いたしました「石狩市地域福祉計画 新・りんくるプラン」の4点になります。資料等は、お手元にございますでしょうか。もし不足がありましたら、事務局まで申し出ください。

最後に、私からご報告させていただきます。本日の審議会は、石狩市社会福祉審議会条例第6条に規定する委員の過半数が出席され、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。それでは、この後の進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと存じます。鈴木会長よろしくお願い致します。

○鈴木会長

それでは、会議次第のとおり進めていきたいと思いますが、議事に入る前に議事録の作成方法について確認したいと思います。

本審議会は、諮問案件がある場合は「全文筆記」とし、会長及び会長が指名する署名委員2名の署名により作成、またそれ以外の場合については「要点筆記」とし、会長のみの署名をもって

作成したいと思いますが、いかかでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしとのことですので、そのように作成するということで決めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。会議次第4、諮問書の交付になります。事務局から説明願います。

4 諮問書の交付

○宮野課長

それでは、本日の審議案件「保育料の改定について」及び「第4次石狩市地域福祉計画の策定について」、「石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を本審議会に諮問させていただきます。

本来であれば、諮問書は加藤市長から直接お渡しすべきところではありますが、あいにく公務のため出席できませんので、保健福祉部長の大塚よりお渡しさせていただきます。

(大塚保健福祉部長から鈴木会長へ諮問書を交付)

5 審 議 (諮問)

(1) 保育料の改定について

○鈴木会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、諮問案件の審議がございますので会議録署名委員の指名をさせていただきます。金子委員と鈴木いずみ委員のお二人にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

「1. 保育料の改定について」を議題と致します。はじめに、事務局から提出されております資料について、説明をお願いいたします。

○櫛引課長

それでは、本審議会に提出している資料1の保育料の改定につきまして、子ども家庭課櫛引から説明させていただきます。1ページをご覧ください。

はじめに、1の諮問の趣旨についてであります。国が進めている幼児教育・保育の無償化に向けた取組みの段階的推進として、令和元年10月から3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されることとなり、石狩市では現在、国のこの無償化の動きに合わせ、3歳未満児の保育料を見直し、令和元年10月から適用するための準備を進めています。

また、現在、へき地保育所の厚田保育園が令和2年4月より小規模保育事業所に移行予定であることから、それに伴う保育料の激変緩和措置を講じます。

このため、石狩市が保育料の額を見直すに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に

基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

次に、2の保育料の改定についてであります。が、(1)の教育標準時間の場合の保育料のところの表1をご覧ください。教育標準時間の場合の保育料は、令和元年10月から無償化されることから、表の右から2列目の改定前の欄の額は一番右の列の改定後の欄のとおりすべて0円としています。

2ページをご覧ください。

次に、(2)の保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料のところの表2をご覧ください。

保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料は、令和元年10月からすべての3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されることから、2ページから3ページにかけて記載の表の右から2列目と6列目の改定前の欄の額は、右から1列目と5列目の改定後の欄のとおりすべて0円としているほか、一番左の列の階層のうち市町村民税非課税世帯のB階層の3歳未満児の保育料も改定後の欄のとおり0円としています。

また、本市では、現在、低所得階層への配慮として年収約360万円未満相当世帯の第2子の保育料を無償化していますが、無償化の時期に合わせ、令和元年10月から年収約360万円以上640万円未満相当世帯についても3歳未満児の第2子の保育料を無償化することとし、一番左の列の階層のうち2ページのC5階層のうち市町村民税所得割合算額57,700円以上の方から3ページのC14階層までの世帯については、3歳未満児の第2子の保育料を0円としています。

4ページをご覧ください。

次に、(3)の小規模保育事業所の場合の保育料ですが、厚田保育園は、これまで認可外保育施設のへき地保育所として運営してきましたが、義務教育学校の厚田学園が令和2年4月に開校することを機に、厚田保育園が当該建物に新設移転することから、現在3園あるへき地保育所のうち、厚田保育園については、令和2年4月より小規模保育事業所に移行することとしました。

これに伴い、現在の保育料は月額12,000円ですが、移行後は、原則として、石狩市教育・保育の実施に関する規則で定める額となり、世帯の市町村民税額と世帯の状況により決定されることになります。このため保育料の激変緩和措置として、令和2年度に限り、保育料の月額上限を12,000円としています。

最後に、3の今後のスケジュールについてであります。が、本審議会からいただいた意見や答申を踏まえ、本年9月に石狩市教育・保育の実施に関する規則等を改正するとともに、(仮称)石狩市立小規模保育所条例及び規則を制定し、翌10月から表1及び表2の改定後の保育料を適用し、来年4月から小規模保育事業所の保育料の特例を適用したいと考えております。

本日は、皆様方の専門分野の立場からご審議いただき、貴重なご提言をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、これより質疑に入りたいと思います。事前に金子委員から質疑を受けておりますので、改めまして質疑の趣旨を説明していただき、事務局から回答をお願いしたいと思います。

○金子委員

基本的に無償化という国の動きと連動してというのは賛成です。私から2点質問があります。

一つは今回の保育料の改定について現在石狩市内での3歳未満と3歳以上の待機児童の状況がどうかということ。

もう一つは無償化以降の市内での保育利用状況がどう変わっていくかというシミュレーションのようなものがもしあれば教えて頂ければと思います。よろしくお願いします。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。2点ご質問がございました。回答をお願い致します。

○櫛引課長

ただいまの金子委員の質問に私からお答え致します。まず1点目に関して、3歳未満と3歳以上の待機児童の状況ですが、国の基準の待機児童につきましては現在発生しておりません。ただ昨今、潜在的待機児童と言いまして、どうしてもこの認定こども園に入りたいということでお待ちになっている方はおります。現在利用調整が終わり7月1日現在の予定では市内に15名おり、全て3歳未満児のお子さんとなっています。

続いて2点目の保育料無償化以降の保育利用状況等のシミュレーションですが、保育料だけではなく、国では360万円未満の給食費のうち主食を除く副食費、おかず代になりますが、これについては免除するという方針が出ています。そうすると6月頃に税額が出るのですが、ご家庭の状況によって、これから出てくる税額を見据えながら、保育料を払って給食費を無料にするのが良いのか、それとも保育料無償化の恩恵を受けて給食費を払うのが良いか、それぞれの世帯ごとに今後悩ましい判断になると考えております。

例えば3歳未満の方は保育の必要性のある方しか施設を利用できませんが、満3歳になると、1号認定といって幼稚園部には満3歳になったその日から入れます。ところがもともと保育にいらしたということでそのまま保育の認定を受けながら施設に継続して入所される方もおります。

1号認定という幼稚園部のほうに行きますと保育料は10月から無償化になってきます。ただし給食費は実費負担ということになります。ところが保育の認定でそのままですと、来年の4月までは保育料無償化にはなりません。保育のほうの無償化はあくまでも学年単位で、年少・年中・年長とこの3学年の期間しか無償にならないので、10月1日にすぐ無償化になるのではなくて、次の年の3月31日を過ぎた4月から無償ということになってきます。ただ保育の認定を受けている限りについては、保育料の中に食事代が含まれますので給食費の負担は出てきません。

そこで各ご家庭で保育料の額と給食費の額とを見比べながら10月以降どう選択されていくのか、私どもだけでなく施設の方も危惧されているところであり、現在正確なシミュレーションはできないという状況となっております。

○伊藤次長

2つ目の件について私の方からお答えします。担当課長から説明のあったとおり、無償化に伴

う潜在的な保育を受けたいという方がある程度、一定程度喚起されるという点については見込んでいますが、具体的な数字としてお示しすることは諸条件もあり非常に難しいと思っています。

ただ保育の量とか、供給をどうするかというのは計画の中で数値として盛り込まなければならないと法律で決まっております。それは「子ども・子育て支援事業計画」という今年度改定される計画がありますが、この計画の中でどれだけの保育が必要か、どれだけの供給量が必要か数字でお示しする形になります。この作業の中で、どれだけ無償化に伴う保育需要が喚起されて数値としてどれだけ必要なのか、それに対応する供給量をどうしていくか、これも数値としてこの計画に位置づける予定ですので、今時点でどれだけの数値というのはお示しできませんが、この作業の中でシミュレーションしながら数値化して行きたいと考えております。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。金子委員よろしいでしょうか。

○金子委員

はい、ありがとうございます。

○鈴木会長

それではその他の委員の方で質疑等がございましたらお願い致します。

○岡田委員

子どもは専門外なので伺いたいのですが、第1子、第2子と区別されているのはなぜかという点と、第3子以降だとどうなるのかという点を教えていただきたいです。

○櫛引課長

ただいまの岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。第1子、第2子、第3子と、この表だけだと非常にわかりづらい表記となっております、通常一般的にご自分のお子さんの上の方から第1子、第2子と数えますが、保育料の考え方では、保育所は生後8週を過ぎた57日目から小学校に入るまでの6年間の中で第1子、第2子、第3子、ただ幼稚園は3歳にならないと入れませんので、3歳から小学校3年生までの6年間の中で第1子、第2子、第3子という考え方が基本になっています。

ただし3ページの表2の続きをご覧いただきたいのですが、10月以降はC14という階層より上の部分につきましては第1子、第2子、第3子というのは生計が同一であれば、離れたところに大学生のお子さんがいらしても第1子、第2子、第3子という形で非常に幅広く捉えられるような数え方になっています。ただしC15を過ぎてしまいますと、C15からC18までの4つの階層に関しては先ほどの原則通りの数え方になっています。

○岡田委員

一般的に一人目の子どもという意味ではなくてその保育の期間に子どもが何人いるかという

ころで第1子・第2子とかぞえるのでしょうか。小学校に上がった子どもは第1子と数えずに次の子どもを保育の期間は第1子、第2子と数えるということでしょうか。

○櫛引課長

保育の場合はそうです。今まで第1子とされていたご長男が年長にいて、二つ下の年少にお子さんがいた場合、一年後小学校1年と年中にあがるので保育の部門に入っている方については上のお子さんはカウントされないということになり、年中にあがったお子さんが今度は第1子ということになります。

ただしC14までは数え方は学年関係なく生計が同じであれば第1子・第2子・第3子と数えます。例えばご就職されて社会人になっている方は数えませんが、あくまでも生計が同じであれば、同居していても、例えば下宿されていてもカウントさせていただいています。

○鈴木会長

保育の基準の線引きですね。

○櫛引課長

はい、国で規定されていますので。ただ先程の説明で幼稚園6年間と申し上げましたが、上の子が小学校に入ったときに保育から教育に移られる方もおります。そうしますと下のお子さんは第2子扱いで保育料も安くなりますので、認定こども園の中で選択される方もいらっしゃると思います。

○鈴木会長

他にございませんでしょうか。他に質問がなければ保育料改定についての説明と質疑を終わります。

それでは保育料の改定に対する答申になりますが、本日は答申案としてみなさまにお示し、内容をご承認いただきましたら、後日私から市長へ答申書をお渡しすることを一任していただいてよろしいでしょうか。

(一同承認)

それでは本日のご意見を踏まえ答申書(案)を作成してまいりますので5分ほど休憩をとりたいと思います。

—休憩—

○鈴木会長

会議を再開します。

事務局より答申書(案)を委員のみなさまに配布いたしますので、内容のご確認をお願いします。

答申書(案)について修正等がございますか。修正ないようですので、答申書につきましては、お示しした内容により答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしとのことです。この内容で市長へ答申書をお渡ししたいと思います。

「保育料の改定」についての審議は、以上で終了といたします。

審議（２）第４次石狩市地域福祉計画の策定について

○鈴木会長

次の議題に入ります。

「２．第４次石狩市地域福祉計画の策定について」を議題とします。事務局から提出されております資料について、説明をお願いいたします。

○富木主査

それでは、私から「第４次石狩市地域福祉計画の策定について」ご説明いたします。

本日お手元に配布いたしました、石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」が今年度末をもって５年間の計画期間が終了することから、社会福祉法第１０７条の規定により、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする第４次石狩市地域福祉計画の策定を進めてまいります。

資料２の１ページをご覧ください。

まず初めに「１．地域福祉とは」ということで、地域福祉の定義について記述しております。

地域福祉とは、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などにおいて、それぞれの法律や制度のサービスを利用するだけではなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくり、それを持続させていくことでありまして、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができるよう、様々な生活課題を住民の一人ひとりの努力や住民同士の相互扶助、公的な制度、いわゆる自助、共助、公助の連携によって解決していく取組みが必要となります。

次に「２．地域福祉計画とは」になりますが、地域福祉計画は社会福祉法第１０７条の規定により、市町村の地域福祉の推進を図るため、下段の赤線で囲ってあります５つの項目を一体的に定める計画として策定するよう位置づけられているものであります。平成２９年６月には社会情勢の変化に伴い社会福祉法が改正され、計画の中に青い字で明記しておりますが、

①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項、こちらの２項目を新たに盛り込むことが定められております。

なお、地域福祉計画の策定にあつたては、地域住民や学識経験者、福祉、保健分野の関係者、民生委員など多様な関係者の参加により策定することが必要となっております。

資料３ページの「５．計画の策定体制」をご覧ください。

地域福祉計画が多様な関係者の参加により策定することとされていることを踏まえまして、（１）

になりますが、石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループを設置し、策定方針や原案の検討を行うこととしています。このワーキンググループは学識経験者や福祉、保健分野の関係者、民生委員などで構成しております。資料４ページに構成員の名簿を載せていますので後ほどご確認願います。

続きまして（２）石狩市社会福祉審議会、当審議会になりますが、当審議会では原案の諮問を受け、内容を審議していただき、市長へ答申をしていただくこととなります。

次に（３）その他になります。より多くの住民の意見を計画に反映するため、パブリックコメントの実施や地域福祉懇談会での計画の素案等の説明を行い、意見を聴取することとしております。

資料の２ページに戻りますが、「３．第４次石狩市地域福祉計画の位置づけ」になります。地域福祉計画は、福祉分野の上位計画に位置づけられております。市が策定している保健福祉分野の個別の計画と整合性を図りながら総合的に推進するための計画となります。

また、本計画は市と社会福祉協議会が連携を図りながら地域福祉を推進していくため、前計画と同様、石狩市社会福祉協議会が策定する「第６期地域福祉実践計画」を合わせた計画となります。

下に図で示しておりますが、市は地域福祉計画を、社会福祉協議会は地域福祉実践計画をそれぞれ策定し、一冊の計画書となります。

次に「４．計画の期間」ですが、冒頭に申し上げましたが、令和２年度から令和６年度までの５年間の計画となります。

最後になりますが、資料の３ページ「６．策定スケジュール」についてであります。今後、８月から１０月の間に３回程度のワーキンググループを実施し、１０月、１１月で当審議会において審議をいただき、１２月にパブリックコメント、開催時期は現在未定ですが、地域福祉懇談会での意見交換、翌年２月に当審議会から答申をいただく予定としております。私からの説明は以上です。

○鈴木会長

ただいま説明がありましたが、これより質疑に入りたいと思います。

事前に金子委員、松原委員から質疑を受けておりますので、改めまして質疑の趣旨を説明していただき、事務局から回答をお願いしたいと思います。

○松原委員

私の方からは「障がい者の福祉」という文言が赤い点線の囲みの中にありますが、障がい児者ということで子どものほうの児も含めてはどうかという意見を申し上げさせていただきます。

最近では重症心身障がい児や発達障がい児の問題も近年色々と問題になって福祉のサービスも充実していく必要があると思うので、こういう観点から考えてはどうかとご提案させていただきます。

○鈴木会長

ありがとうございました。この点に関しましてはいかがですか。

○宮野課長

ただいまの松原委員のご意見について私の方からお答えさせていただきます。地域福祉計画につきましては、先ほどのご説明の中でもございました通り、保健福祉分野における各個別の計画との整合性を図りながら地域福祉を総合的に推進するための計画となっております。

ご意見をいただきました障がい児の福祉につきましても十分に念頭に置きながら、第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画が一体となっている、石狩市障がい者福祉計画との整合性を十分意識しながら次期の福祉計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。松原委員よろしいですか。

それでは金子委員からお願い致します。

○金子委員

事前に提出させていただきましたが、ひとつは今回基本計画策定・目的位置づけについては進め方も含めて理解致しました。

一方でこの計画の策定にあたってですが、今回第4次とのことですが、現在第3次の期中ですが最終年ということですからこの第3次の内容で取組みが石狩の中でもされて、良い実践もあったと思うので第3次の実績や総括というものをしっかり第4次に活かすという仕組みが改めて必要と感じます。改めて計画を立てるというよりも総括を踏まえてどうもって行くかということをお願いしていただければということをお願いいたします。

2点目ですが、今日の北海道新聞でも取り上げられている通り、8050引きこもり問題が大きくクローズアップされて、実は私たち発達障がいの方々の中でも、実際に3年懸かって引きこもり状態から自立生活へという取り組みをした事例などかなり苦労した事例があるのですが、実際に石狩で今通っている利用者さんが50歳代で母親が80歳代、最初は良かったが母が認知症になってきて、息子さんの処遇について考えなくてはならないという問題などは身近に起きています。そういう意味では石狩の中で世間が言う8050問題や引きこもり問題を身近な機関の中で包括センターが一番把握していると思うし、相談機関もそうだと思うが現状を明らかにして、それを福祉計画の中にぜひ盛り込んでいただきたい。厚生労働省では、40歳～64歳までの61万3千人が引きこもりと、内訳は色々あると思いますが、単純に比率をかけると石狩で何人くらいになるのか、正確ではないと思うが280人位かなと、比率だけ掛けた場合の推定ですが。なので見えないところにもっとその事例があるのかなと思うので策定に重点として盛り込んでいただければというのが一つ。

それと福祉の分野で課題になっているのが人材確保と感じます。やはり福祉を支える担い手がどんどんいなくなっています。福祉を学んでも福祉でなく民間に就職してしまうとか、介護も障がいもすごく苦労しています。実際に私たちも昨年6月に行った事業説明には10名学生が来ましたが今回は0人。だんだんと厳しい状況が続いています。そういった点では福祉を支える担い手を地元の中でどう育てるかということでは、プランの中で福祉教育の推進といったものも

これまでであったが、土壌というか、教育の段階から福祉の担い手を重点に継続して、法人間や事業所を越えたネットワークなど、その点の課題も取り上げていただければと思います。よろしくお願い致します。

○鈴木会長

ありがとうございました。2点に加えて人材確保も汲み上げていただきたいというご意見だったと思いますがいかがでしょうか。

○宮野課長

ただいまの金子委員のご意見・ご質問についてお答えいたします。まず1点目の現行計画の実績と総括についてご意見いただきました。ご意見の中にもございました通り、現行のりんくるプランを机上に配布させていただきました。中身をご覧いただければわかるように事細かに事業の実施計画をそれぞれ載せております。かなりの数になっています。この事業を実施することによってこの地域福祉計画が推進されていくというような状況であります。第4次の計画を策定するにあたりましては現在現行の各事業につきましては主な実施主体である社会福祉協議会と協力させていただきながら平成27年度から平成30年度までの4年間に係る事業の実績の取りまとめを現在進めているところでございます。その結果を基に事業の継続性の可否や事業自体の評価を加えまして第4次の計画の中に継続して載せるもの、または改善が必要であれば改善内容のように盛り込むか等も検討して参りたいと思います。

また、地域の福祉課題もそれぞれの分野の皆様からご意見をいただいて計画の中に反映させていきたいと考えておりますので、次期の計画策定に向けて検討していきたいと考えております。

次に8050問題についてです。引きこもりの問題についてはかつて若い方達の問題として捉えていた部分がありますが、引きこもりの長期化や高齢化が進み8050問題という風にクローズアップされて痛ましい出来事も起きているという状況を認識しております。現状の大きな課題として社会情勢も変化する中で出てきた出来事について、家庭や社会との繋がりが非常に大きな課題でそれをクリアしていかなければなかなか解決の方向には向かっていかないものだろうと捉えている状況です。

地域ぐるみで課題に対応していくという地域福祉の基本的な理念を踏まえながら8050問題への対応を次期計画の中でどのように取り扱っていくのか、盛り込んでいくのか、今後念頭に置いて計画策定に向けて取り組んで参りたいと考えているところです。

最後に人材確保の問題です。人口減少や様々な情勢が変化する中で福祉分野に限らず様々な分野で人材が不足してきているという状況でございますけれども、外国人労働者など新たな選択肢が増えてきている中でこの課題についても計画の中にはやはり大きな課題と捉えて検討を加えていかなければと考えております。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。金子委員いかがですか。

○金子委員

はい、ありがとうございます。

○鈴木会長

それではその他の委員の中で質疑等ございましたらお願い致します。

○岡田委員

地域福祉計画は私の専門分野なのですが4つ注文というかご留意いただきたいと思うことがありまして、一つ目が先ほど地域福祉計画は上位計画だと伺いましたが、私の発想としては総合計画に相当近似したものでないといけないことだと思っておりまして、どういうことかという地域域の生活を支える部分では買い物・医療・交通手段の問題・場合によっては空き家の問題といったかなりまちづくりにも繋がる話にもなりますので、そういったことも含めて具体的にできないと何も変わらないと思います。

そして福祉の雇用の問題ですが、そもそも石狩で雇用の部分をしっかり育てていかないとどんどん人口が減っていくと思います。商業・工業・漁業・農業・林業の部分に、農福連携を意識しながら、退職者に活躍する場を雇用の部分でうまく結びつけていかないと地域福祉計画を作ってもおそらく動かないと思います。それが1点目です。

2点目は計画を作るときに留意していただきたいことですが、一つの計画で石狩市全域をカバーできません。ですから少なくとも石狩市・旧浜益・厚田とありますし、石狩でも花川と旧役場のあったところ等と地域性が違います。地区ごとに地域性を共通するエリアで地区計画を作らないと動かないと思います。

そして3つ目がその地区ごとの計画をさらに事業ごとに分けた支援計画という、いわゆるケアマネージャーがケアプランを作る様に具体的なスケジュール・財源を意識しながら具体的なプランをちゃんと作らないと進まないと思います。6年後に同じことを議論することになると思います。

最後に4点目ですが、今生活支援コーディネーターを5人位配置していただいています、コミュニティソーシャルワーカーの配置ということも相当ご留意頂かないと、全国的に同じですが町内会の機能が低下しておりますので、町内会と一緒に支援しながら動くというコミュニティソーシャルワーカーがいないとどうにもならないと思います。生活支援コーディネーターがいるだけでも大分助かりますが残念ながら高齢者の介護保険の施策ですので、今話題になっている8050の50の部分にはなかなか関われないとか、もっと若い引きこもりの若者や子どもの世帯となってくると、生活支援コーディネーターは管轄外なので、全ての方を対象とできるコミュニティソーシャルワーカーの配置を十分意識して予算もつけていただければと思います。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。これに対してはいかがですか。

○宮野課長

今4点程貴重なご意見をいただきまして、次期の福祉計画を策定するにあたって非常に肝になる部分のご意見をいただいたと考えています。私は4月に移動してきて間もないのですが資料を拝見する中で福祉計画の上位計画という位置づけではありながら、この計画を具体的に推進していくにはどのような形のものがいいのかと最初に疑問に湧いてきて、それを具現化するにはどうしたらいいのかというのは悩ましい部分ではあります。

今後計画策定にあたって今ご意見いただいたことは非常に参考になると思うので、検討の糧とさせていただきたいと思います。

また全市的なコミュニティ支援に関するコーディネーターについては、地域福祉にはやはり町内会や地区の協力、地域ごとに相互に理解し助け合っ気付きの仕組みを作ることが大切だと私も考えております。現時点でも民生委員さんを中心に情報を集約したり、相談にのったりと動いてはおります。ただそれを総括的に支援するコーディネーター的な仕組みになっているかというところまでは達していないので今後の大きな課題と感じています。計画策定にあたってはただ今いただいたご意見を十分念頭に置き重視して進めて参りたいと考えております。

○鈴木会長

はい、ぜひお願い致します。岡田委員よろしいですか。

○岡田委員

はい、お願いします。

○鈴木会長

それではその他の委員の方で質疑等ございましたらお願い致します。

○松原委員

先ほど申し上げた障がい児という点で考えますと、計画を拝見しましたが障がい児に関してのところがあまり計画の中に含まれていない印象がありますので、改めて計画に盛り込んで頂くことをお願いしたいと思います。

○宮野課長

はい、ただいまのご意見を参考にさせて頂いて鋭意取り組んで参りたいと思います。

○鈴木会長

他に質疑等ございませんか。

なければ、第4次石狩市地域福祉計画の策定につきましては、事務局からの説明にもありましてとおり、今後3回程度の審議会の審議を経て答申となっておりますので、次回以降の本審議会において審議を進めて参りたいと思います。

本日の「第4次石狩市地域福祉計画の策定について」の審議はここで終了したいと思います、

委員のみなさまよろしいですか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

(3) 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○鈴木会長

それでは本日最後の議題となります。

「3. 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提出されております資料について、説明をお願いいたします。

○富木主査

それでは、「石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正」についてご説明いたします。
資料3の1ページをご覧ください。

「1. 災害弔慰金の目的と定義」ですが、目的につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し支給するものとなりまして、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としています。

災害弔慰金には3つの支給目的がありまして、

一つ目は、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した方のご遺族に支給する「災害弔慰金」

二つ目は、自然災害により、精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給する「災害障がい見舞金」、

三つ目は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けを行う「災害援護資金」があります。

この3つの支給要件にあります自然災害による被害の程度につきましては、「内閣総理大臣が定める程度以上の災害」や「災害救助法」が適用される災害の発生により被害を受けた場合に支給されるものとなります。

これまで当市においては、災害救助法が適用されるような大きな災害がおきていませんことから、本条例に基づき支給した実績は現状ではないものとなっております。

定義につきましては、記載のとおりとなっております。

今回の一部改正は、3つ目の災害援護資金の貸付けに関する改正となります。

次に「2. 改正の趣旨」についてであります。今回の改正は市町村の政策判断で被災者ニーズに対応した貸付けができるよう地方分権一括法による「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正」に基づくものとなりまして、災害援護資金の償還に係る利率を市町村の条例により定める事項となったところであります。

また、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合でも貸付けが認められたこと等を踏まえ、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、保証人の要否

が市町村の判断に委ねられたほか、償還の方法や違約金についても所要の改正が行われたところでもありますことから、当市の条例につきましても一部改正を行うものであります。

資料の2ページ目をご覧ください。

「3. 改正の内容」になりますが、こちらの表は改正前と改正後と比較したものとなっております。左側が改正前、右側が改正後となっております。

改正前の第14条の文章中に一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

1行目の「災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間中経過後は」となっておりますが、正しくは「災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は」となります。据置期間と経過後の間の「中」は削除願います。

改正の内容ですが、14条第1項にあります「利率」についてであります。

改正前は据置期間経過後は延滞の場合を除き3%となっておりますが、改正後は、大規模災害を理由とした貸付金の性質上、財産の消失や生活の困窮などが想定されますことから「無利子」としております。

また、貸付金を「無利子」としたことに伴いまして、改正前には規定のなかった第2項及び第3項を追加しております。

第2項では貸付け受けようとする者は「保証人」が必要なこと。ただし大規模災害に基づく貸付けを考慮した場合、保証人を立てることが不可能な場合も想定されますので、「特別な理由があるときは、この限りではない」としています。

第3項では、保証人に対する違約金を含む連帯債務について明記しております。

次に第15条の償還額になりますが、第1項では償還の方法について、改正前は半年賦償還のみでしたが、被災者のニーズに対応することができるよう、改正後は年賦償還、半年賦償還又は月賦償還のいずれかを選択できるよう幅を広げております。

第2項は利息を無利子としましたことから、改正前の元利金等償還から改正後は元金のみ均等償還としています。

第3項につきしては、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」において、保証人が削除されたこと、またそれに伴い条番号が変更になったことによる所要の改正となっております。

申し訳ございません、もう1箇所訂正させていただきますが、条番号の変更に伴い最後の行、改正前は「第8条から第12条までの規定」のところは改正後は「第8条から第11条までの規定」となります。アンダーラインの漏れがございましたので訂正お願い致します。

次に「4. 施行期日」ですが、施行期日につきましては、本審議会で答申を頂いた後、9月に開会予定の第3回石狩市議会定例会に提案し議決されましたら、議決日をもって施行期日としたいと考えております。私からの説明は以上です。よろしくご審議お願いします。

○鈴木会長

ありがとうございました。一番最後のところ、15条の11条のところにアンダーラインを入れるということですね。ただいま説明がありましたが、これより質疑に入りたいと思います。

事前に金子委員、松原委員から質疑を受けておりますので、改めまして質疑の趣旨を説明していただき、事務局から回答をお願いしたいと思います。

○松原委員

私の方からは、あまり長けていないのでわからない部分も含めてなのですが、災害弔慰金における遺族の定義については法律に基づいてというところと同じなのかわからないのですが、高齢者の方が亡くなった時に家族としては同居はしていないけれど子どもにまで遺族として支払われるのか、遺族の定義みたいなのが気になったというのがまず1点。

次に2点目なのですが災害障がい見舞金を受ける精神または身体に著しい障がいを受けたとの記載があるが、この基準は、例えば医師の診断書によるものなのかとわかりにくいと感じます。

3点目ですが災害援護金について被害を受けた世帯の世帯主は希望すれば誰でも受けられるのか、被害もどの程度なのか、その辺りが具体的になっていれば教えて頂きたいと思います。

○宮野課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず1点目の災害弔慰金における遺族の定義です。これは災害弔慰金の法律に規定がされていますけれども、死亡された方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、及び祖父母、ならびに兄弟姉妹となっております。ただ死亡した方の死亡当事にその方と同居、もしくは生計を同一にしていた方に限るとされています。また兄弟姉妹につきましては、当該配偶者、子や父母、孫または祖父母のいずれもいらっしゃらない兄弟姉妹のかたに限るとされています。

2点目の災害障がい見舞金の基準についてです。これも細かく規定されておりまして数にすると9項目ほどになっております。1つ目は両目が失明した方。2つ目は咀嚼および言語の機能を廃した方、3つ目は神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し常に介護を要する方。肘関節以上で上肢を失った方ですとか、下半身について膝関節以上で両下肢を失った方、または下肢の用を全廃した方など細かく規定されております。症状の診断書が必要とまでの明記は法律にはありませんが実際に傷病の状況は診断書により判断することになろうと考えています。

最後に災害援護金の貸付けに係る世帯の捉え方ですが、療養を要する期間がおおむね1ヶ月以上ある世帯主の負傷がある場合の世帯、それから政令で定める相当程度の住居や財産、家財の損害という書き方をしています。具体的に言いますと財産全てを100%とすると、その3分の1が損害の目処になっています。もっと細かく言いますと、その世帯の所得の状況がどのような状況なのかということを法の政令で定めた計算方式に則って計算したときに基準となる事柄をクリアしていないと支給対象にはならないという規定もございます。全ての世帯とはならず、一定の規定が設けられている状況です。

○松原委員

ここに書いてある以外に詳細な面はそちらにあるということですね、わかりました。ありがとうございます。

○鈴木会長

よろしいですか、では次に金子委員お願いします。

○金子委員

ご説明をいただいたので理解できました。ただ1点質問した内容が改正前、改正後で、第15条の2で元金均等償還という文言がありましたが、改正後は均等償還となったのでこれは元金均等償還という理解でよろしいですかと質問させていただきました。一般論では均等償還という文言で元金はつけなくてもと理解してよろしいですか。

○宮野課長

利子自体は改正前は利子を付けて返済いただくことになっていましたが、改正後は無利子という形ですので、元金という言葉はないですけど無利子という規定を先に持ってきて定めていますので、元金という言葉はなくして記載しています。

○金子委員

了解しました。

○鈴木会長

金子委員よろしいですか。それではその他の委員の方で質疑等がございましたらお願いしたいと思います。

他にご質問がなければ、「石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」の説明と質疑を終わります。

それでは、石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に対する答申になりますが、議題1の保育料の改定と同様、本日は答申書（案）としてみなさまにお示し、内容をご承認いただきましたら、後日私から市長へ答申書をお渡しすることを一任していただいてよろしいでしょうか。

（一同承認）

ありがとうございます。それでは答申書（案）を作成してまいりますので5分ほど休憩をとりたいと思います。

—休憩—

○鈴木会長

それでは会議を再開します。

事務局より答申書（案）を委員のみなさまに配布いたしますので、内容のご確認をお願いします。

答申書（案）について、修正等ございますでしょうか。

修正等ないようでございますので答申書につきましては、お示しした内容により答申することにご異議ございませんか。

(一同異議なし)

ご異議なしとのことですので、この内容で市長へ答申書を渡したいと思います。

以上で本日の議事については終了しました。そのほか、事務局から何かございますか。

6. その他

○宮野課長

次回の会議の開催時期について申し上げます。

次回開催は10月ころを予定しております。詳細な日程等につきましては、今後、鈴木会長とご相談をさせていただき、あらためて委員の皆様にご案内をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。

○鈴木会長

ただいま事務局から説明がありましたが、確認したい事項などあればお願いします。

7 閉会

○鈴木会長

それでは、これにて令和元年度第1回石狩市社会福祉審議会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 7 月 1 5 日

会 長 鈴 木 幸 雄 ⑩

署名委員 鈴 木 い ず み ⑩

署名委員 金 子 浩 治 ⑩